2019年11月14日

全国港湾　１９発第３２号

港運同盟１９－発第６９号

厚生労働省　職業安定局

局長　　小　林　洋　司　殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長　糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　　長　　　日　吉　正　博

**港湾政策並びに港湾労働に係る申し入れ書**

１．港湾労働法の全港・全職種適用拡大について

（１）現行港湾労働法を全港・全職種適用とする法改正を早急に行うこと。

（２）労政審港湾労働専門委員会での「報告書」に基づき、現行港湾労働法の改正で以って適用対象を全港・全職種とすべく、早急に港運労使との三者協議を開催すること。

２．港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定のあり方について

（１）六大港における港湾倉庫については、港頭地域における倉庫・物流施設を全て港湾倉庫に指定すること。（港労法改正を含む）

（２）「特定港湾倉庫指定のあり方に関する三者懇談会（仮称）」を設置すること。

（３）港湾倉庫・特定港湾倉庫で就労する労働者は全て港運事業法でいう許可事業者に雇用された労働者とすること。尚、労使行政（貴省）との三者による雇用秩序パトロールを断続的に行うこと。

３．港湾通過貨物対策について

港湾を通過する貨物は全て港湾労働の職域であることについて認めること。

４．コンテナターミナルゲート作業の職域について

コンテナターミナルゲート作業を港湾労働者の職域として法的措置について国交省と連携し講じること。具体的にはコンテナターミナルゲート作業は検数検定・関連労働者・港湾荷役の職域として措置すること。

５．港湾産別協定である「日雇い不使用協定」について

現在、港運労使で取り組みを進めている労使委員会に貴省も参加すること。

６．港湾労働の石綿被災対策について

（１）港湾労働石綿被災補償制度を確立すること。

（２）所謂、四者協議を直ちに再開すること。

（３）港湾施設における石綿対策調査実施と曝露防止策を国策として講じること。

７．異常気象による災害発生時における救済策について

近年の異常気象に起因する港湾労働に係る災害について「異常気象による港湾労働における救済制度（仮称）」を国交省と連携のうえ確立すること。四者における準備委員会を設置すること。

８．ＩＬＯ（国際労働機関）条約・勧告批准について

ＩＬＯ第１３７号条約（港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約）を批准すること。

また、これら条約を補足する各勧告（第１４５･１６０号）についても同様の措置を講じること。

９．働き方改革について

港湾労働の特殊性である波動性に鑑み「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」について、港湾運送事業者・港湾労働者については、特例処置を講じること。

以　上